

福山市子ども・子育て支援事業計画

(次世代育成支援対策推進行動計画)

2015年度(平成27年度) ▶ 2019年度(平成31年度)

みんなで創る すべての子ども・子育てに やさしいまち ふくやま

「福山市子ども・子育て支援事業計画」とは？

子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い策定した計画です！

子ども・子育て支援新制度では、子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、保育の量の拡充・確保や質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、保育の必要量に応じた認定や利用する施設等に応じた給付が創設されます。

幼稚園・保育所等の量の見込みと確保方策を示しています！

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細やかな支援を図れるよう、法律で定められた幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を示し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための環境づくりを進めていきます。

子ども・子育て支援の充実に向けた取組を示しています！

子育て家庭への妊娠・出産期からの支援を始め、子育て家庭にやさしい生活環境づくり等、保護者を中心として教育・保育施設等や関係機関、地域の協働による社会全体の教育・保育力を向上し、全ての子ども・子育てにやさしいまちをめざします。

「教育・保育施設等」って？

認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業などのことだよ！

福山市ばらのイメージキャラクター
ローラ



「量の見込みと確保方策」って？

ニーズ調査や人口推計などから、将来必要になる教育・保育の利用量（量の見込み）と、それに対して福山市が提供していく量や体制（確保方策）のことだよ！

本市の課題

少子高齢化の社会的背景

- 核家族世帯・ひとり親世帯の増加
- 未婚化・晩婚化の進行
- 結婚に対する価値観の変化
- 社会経済情勢の悪化

ニーズに対応したサービス・事業の確保

女性の社会進出に伴い、教育・保育施設等の利用に対するニーズが高くなっています。

地域全体で子育てを支える体制の構築

親が安心して子育てし、子どもが健やかに成長していくうえで、地域での支えが重要です。

情報提供や相談体制の充実

子育てに関するサービスを適切に利用できるよう、サービス内容や相談窓口について広報・周知が必要です。

児童虐待やいじめ問題等への対策

関係機関との連携のもと、子育て家庭の不安や悩みを解消する支援や、児童虐待やいじめ等への対策に取り組んでいくことが必要です。

仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めることが重要です。

子どもや子育てに
やさしいまちになるよう、
みんなで協力しようね！

基本理念

みんなで創る

すべての子ども・子育てに
やさしいまち ふくやま



施策の体系

本計画では、これまでの「次世代育成支援対策推進行動計画」に基づく取組を踏まえたうえで、基本理念に「みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま」を掲げ、次の施策体系による各事業を実施し、子育て家庭にやさしく寄り添いながら子育てを支えるまちづくりを推進します。



子ども・子育て支援新制度（2015年（平成27年）4月スタート！）

子ども・子育て支援新制度とは、安心して子どもを生み、育てることのできる社会をめざし、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。



- 1 「認定こども園」の普及
- 2 保育の場を増やし、待機児童を解消
- 3 子育て支援の量の拡充や質の向上

認定こども園や幼稚園、保育所の「教育・保育施設」又は小規模保育や事業所内保育等の「地域型保育」を利用する場合は、まず、居住する市町村で支給認定を受ける必要があります（新制度に移行しない幼稚園を除く。）。

支給認定を受けて教育・保育施設等を利用する場合は、保護者はサービスに要する費用の一部を利用者負担額として支払う必要があります。残りの部分は市町村が負担します。

また、教育・保育施設等のほかにも、家庭で子育てをしながら利用できるサービス（地域子ども・子育て支援事業）があります。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
⇒定員は6人以上19人以下
- 家庭的保育
⇒保育者の居宅等において保育を行う
定員5人以下
- 居宅訪問型保育
⇒子どもの居宅等において保育を行う
- 事業所内保育
⇒事業所内の施設等において保育を行う

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
(乳児家庭全戸訪問事業)
- 育児支援家庭訪問事業
(養育支援訪問事業)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

福山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画）

発行年月：2015年（平成27年）3月 発行：福山市

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL：084-928-1140（保健福祉局児童部庶務課）